

令和4年度 教育委員会 第18回定例会 議案

1 日 時 令和5年2月8日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第34号議案 令和5年2月県議会定例会に提出する報告書 … 1

第35号議案 令和5年度教育行政の基本方針の策定 … 5

<非>第36号議案 令和5年2月県議会定例会に提出する議案 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 34 号議案

令和 5 年 2 月県議会定例会に提出する報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、下記報告書を議会に提出する。

令和 5 年 2 月 10 日提出

静岡県教育委員会教育長

記

- 1 静岡県教育振興基本計画（2022 年度～2025 年度） 2022 年度 評価書

(件名)

令和4年度の教育行政の点検及び評価
(静岡県教育振興基本計画(2022～2025年度)の評価)

(教育政策課)

1 協議の要旨

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、毎年、教育行政の点検及び評価を行い、議会へ報告することが義務付けられている。

「静岡県教育振興基本計画」に記載の主な取組の進捗状況について、教育委員協議会や県教育振興基本計画推進委員会での意見をいただきながら、評価報告書を作成したので、教育委員会定例会に上程する。

2 今後のスケジュール

定例会での議決後、県議会2月定例会へ提出し、議会終了後、ホームページで公表する。

時 期	内 容
2月8日(水)	教育委員会定例会に議案として提出
2月14日(火)	県議会2月定例会常任委員会(文化観光、文教警察)に提出
3月23日(木)	第4回静岡県総合教育会議にて報告
3月下旬	県ホームページ公表

静岡県教育振興基本計画（2022～2025年度）の評価 （教育行政の点検評価）

（要 旨）

「静岡県教育振興基本計画(2022年度～2025年度)」(以下「計画」という。)について、令和4年度の評価結果を取りまとめた。

なお、この評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を兼ねる。

（概 要）

1 令和4年度評価方法

- ・計画初年度で令和4年度の実績値を把握できない指標が多く、指標の推移をもって客観的に達成度を測ることが困難なため、定性的な評価を実施
- ・計画に掲げる主な取組について、目標や成果指標に影響の強い取組を中心に、令和4年度の取組状況及び今後の取組方針を整理
- ・成果指標及び活動指標の最新の実績値（令和3年度実績値等）を確認
- ・必要に応じて取組や指標の追加・変更を実施

2 令和4年度の評価結果の概要（取組状況等）

令和4年度の主な取組	今後の取組方針
第1章 「文武芸」 三道の鼎立を目指す教育の実現	
探究シンポジウムを開催し、基調講演、パネルディスカッション、事例発表・情報交換を実施	探究シンポジウムの継続的な開催、オンラインプラットフォームの構築等により、探究的な学びを推進
G I G Aスクール運営支援センターを設置し、ヘルプデスクの開設、I C T支援員の派遣を実施	I C T支援員の派遣等を継続し、学校の実情に応じた支援を実施
幼児教育・保育施設等を対象に安全管理講習会及び安全管理調査・指導を実施するとともに、安全管理指針を策定	幼児教育・保育施設等に対する指導監査等により安全管理の徹底を図るとともに、危機管理の強化等を推進
令和3年度からS P A C演劇アカデミーの運営を開始し、令和4年度は15人が受講	S P A Cの資源を活用した人材育成を継続
3地区の地域協議会で意見を伺いつつ、新設した検討委員会において県立高校の在り方を検討し、今後の基本的な方向性を取りまとめ	検討委員会での検討を進め、基本計画を策定するとともに、地域協議会も開催地区を拡大して実施
第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	
ヤングケアラーに関する電話相談及びL I N E相談の窓口を開設するとともに、研修や交流会、コーディネーターの派遣等を実施	ヤングケアラーの早期発見・把握に取り組むとともに、ヤングケアラーの理解促進、相談窓口の周知を強化
生徒の問題や課題の早期発見・解決を図るため、静岡中央高校で気づきカフェを定期的に実施	気づきカフェを他の単位制・定時制の高校へ事業展開
県立特別支援学校において、学校体制による人工呼吸器管理のモデル事業を実施	モデル事業で得た成果や課題を基に条件整理や体制整備を検討
国際バカロレア教育の県立高校への導入に向けて志榛地区新構想高校を候補校に決定	令和8年度導入を目指し、手続きや教員養成等を実施
令和5年度からのリカレント教育モデルプログラムの提供に向けて内容を検討	リカレント教育の全県的な普及に向け、誰もが受講しやすい環境を構築
第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	
市町におけるコミュニティ・スクール導入を支援するとともに、全ての県立の高校及び特別支援学校における実施に向けて研修等を実施	導入拡大に向けた取組継続し、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進

白
紙

第 35 号議案

令和 5 年度 教育行政の基本方針の策定

令和 5 年度 教育行政の基本方針を別紙のとおり策定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

静岡県教育委員会教育長

令和5年度 教育行政の基本方針の策定

(教育政策課)

1 要旨

教育委員会では、教育行政の基本的な考え方を学校現場に浸透させ、着実に教育行政を推進するため、毎年度「教育行政の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定している。

令和5年度の基本方針について、教育委員会定例会に上程する。

2 策定の考え方

令和5年度の基本方針については、単年度計画としての重点が明確になるよう、社会状況の変化を考慮するとともに、部局長方針書や令和5年度当初予算重点事業、教育振興基本計画の評価等を踏まえて事務局案を策定した。

令和5年度 教育行政の基本方針（案）

静岡県教育委員会では、令和5年度、すべての子どもたちのウェルビーイングを目指し、他者と協調して新たな価値を創造する力の育成に向け、学校・家庭・地域の連携・協働の下、以下の取組を重点的に推進します。

特に、予測困難な時代を生き抜く力を育む探究的な学びの充実、誰一人取り残さない教育の実現、教職員や児童生徒の人権意識醸成の更なる推進に取り組み、本県の未来を担う「有徳の人」を社会全体で育成していきます。

※下線の項目は新たな視点による取組や特に充実を図る取組です。

I 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実

児童生徒一人ひとりの能力を最大限に発揮させるとともに、学びに向かう力・人間性、他者と協働する力を高める教育を推進します。

個別最適な学び・協働的な学び・探究的な学びの深化

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、STEAM教育の推進
- ・静岡式 35 人学級編制の継続、小学校高学年の教科担任制導入促進による指導の充実
- ・探究的な学びの質の向上を図る情報共有の仕組みの構築と教員研修の充実

ICT等の活用による新たな学びの展開

- ・個別最適な学びの実現に資するデジタルプラットフォームの実証
- ・特別支援学校におけるICT活用の推進

乳幼児の教育・保育の充実

- ・特別な配慮を必要とする幼児等への対応に係るモデル実証や幼児教育サポートチームの活用

子どもの読書活動の推進

- ・成長過程に応じた本に親しむ機会の提供と読書活動の啓発

2 「技芸を磨く実学」の奨励

児童生徒が生き方や仕事に対する価値観について考え、希望する進路を実現できる力を育みます。また、スポーツに親しむ環境づくりや体力の向上を図ります。

社会的・職業的自立に向けた教育の推進

- ・キャリア・パスポートの活用等による体系的・系統的なキャリア教育の推進

スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進

- ・部活動指導員等の充実、休日の部活動の段階的な地域移行も含めた地域との連携・協働
- ・児童生徒の体力向上に向けた取組の推進

多彩で魅力的な文化・芸術の創造・発信

- ・「東アジア文化都市 2023 静岡県」を契機とした文化芸術活動の奨励

3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

安定した教育基盤の整備や、時代に対応した多様で魅力ある学びの場づくりを進めます。

高等学校等の魅力化・特色化

- ・多様な学習ニーズに対応するオンリーワン・ハイスクール、演劇・スポーツなど新学科設置等の推進
- ・地域の意見を踏まえた県立高校の在り方の検討と具現化

教職員の資質向上及び学校マネジメント機能の強化・教職員の働き方改革の推進

- ・新たな資質を持つ教員の育成、ICT活用指導力の強化
- ・教職員のこころと体のサポートの充実、コンプライアンスの徹底
- ・学校運営のあり方の見直しや、働きやすい職場環境づくりによる「校務のDX」の推進

学校施設等の安全・安心の確保

- ・学校施設の計画的な整備・建替え・長寿命化改修、特別支援学校の施設狭隘化解消
- ・県立学校のトイレの洋式化、環境に配慮した施設整備の推進
- ・被災地訪問等による防災人材の育成、関係機関との連携による安全対策の推進

II 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

1 多様性を尊重する教育の実現

多様な価値観を認め、互いに支え合う教育を推進するとともに、課題を抱える子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、支援体制の充実を図ります。

人権を尊重する教育の推進と人権文化の定着・多様な課題に応じたきめ細かい支援

- ・教職員や児童生徒の人権意識醸成の更なる推進、生徒の意見を踏まえた校則の検証・見直し
- ・ヤングケアラー等、困難を抱える児童生徒への相談・支援体制の強化
- ・公民連携の強化による選択可能な居場所づくり

特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実

- ・医療的ケア児への就学支援の充実
- ・インクルーシブ教育システムの理念に基づく「共生・共育」の更なる推進

外国人県民・外国人児童生徒への教育の充実

- ・外国人児童生徒へのきめ細かな日本語指導、不就学解消の支援、キャリア形成の支援

2 グローバル・グローバル人材の育成

グローバルな視点と地域への関心を併せ持ち、国際社会や地域に貢献できる人材を育成します。

国際的な学びと地域学の推進

- ・「ふじのくにグローバル人材育成基金」によるオンラインも活用した海外交流機会の提供
- ・県立高校への国際バカロレア教育の導入によるグローバル教育・探究学習の推進
- ・地域の歴史や文化を知り、郷土のよさを実感できる学習機会の充実

優れた才能や社会に貢献する力を伸ばす教育の充実

- ・SDGs教育やアントレプレナーシップ教育等の充実

地域産業を担う人材の育成

- ・農業・水産高校とAOI・MaOIプロジェクトとの連携
- ・産業界から専門高校にCEOや技術者を招聘する「マイスター・ハイスクール」事業の推進

3 生涯を通じた学びの機会の充実

誰もが心豊かな人生を送れるよう、生涯にわたって学び続けられる環境づくりを推進します。

全世代に対する学びの機会の充実・誰もがともに学ぶことのできる機会の充実

- ・知の探究と創発の拠点となる新県立中央図書館の整備
- ・県立ふじのくに中学校(夜間中学)の開校、運営

III 社会総がかりで取り組む教育の実現

1 社会とともにある開かれた教育行政の推進

地域や学校・市町の多様なニーズ、社会全体の意見を反映した開かれた教育行政を推進します。

社会全体の意見を反映した教育行政の推進、市町と連携した教育行政の推進

- ・外部有識者等の意見を踏まえた教育振興基本計画の取組の評価、施策への反映
- ・市町教育委員会への訪問等を通じた課題の聴取及び学校支援充実に向けた助言等

2 地域ぐるみの教育の推進

複雑化・多様化する教育課題の解決に向け、学校、家庭、地域、企業等の連携・協働を進め、地域ぐるみで子どもたちの学びや育ちを支える環境づくりに取り組みます。

学校・家庭・地域の連携推進・家庭や地域における教育力の向上

- ・コミュニティ・スクールの設置推進・運営充実と地域学校協働活動との一体的推進
- ・寄附金を活用した、主体的な学びを深める教育の充実等に向けた取組の拡大
- ・多様性を強みとする体験活動や家庭教育の充実

<非>第 36 号議案

令和 5 年 2 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 5 年 2 月 8 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和 5 年度静岡県一般会計当初予算（教育委員会関係）
- 2 令和 4 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

- 3 静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例
- 4 静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例
- 5 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(予算案)

1 令和5年度静岡県一般会計当初予算 (教育委員会関係)

(1) 総括表

(単位:千円)

年度 区分	R4当初予算 A	R5当初予算 B	比較増減 C (B-A)	伸率 (%) C/A	主な 増減要因	
人件費 (a)	177,380,000	167,430,000	△ 9,950,000	△ 5.6	<ul style="list-style-type: none"> ・計上人員(180人減) ▲586百万円 ・昇給影響額 1,964百万円 ・新陳代謝 ▲3,065百万円 ・退職手当 ▲10,211百万円 ・給与改定 1,218百万円 	
事業費 (b) (教育費+災害対策費)	33,660,941	32,792,765	△ 868,176	△ 2.6		
教育費	行政費	9,167,975	10,138,894	970,919	10.6	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校管理費の増 (406百万円) ・特別支援学校管理運営費の増 (196百万円) ・県立学校医療的ケア児就学支援事業費(新規) (110百万円)
	庁舎等維持費	2,273,384	2,216,119	△ 57,265	△ 2.5	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等修繕費の減 (▲41百万円)
	国庫奨励費	6,875,584	6,766,795	△ 108,789	△ 1.6	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校就学支援事業費の減 (▲155百万円) ・高等学校等奨学事業費の減 (▲25百万円)
	県費奨励費	243,770	239,418	△ 4,352	△ 1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全管理事業費の減 (▲5百万円)
	積立金	32,303	33,560	1,257	3.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくにグローバル人材育成基金積立金の増 (1百万円)
	各部公共	63,800	178,000	114,200	179.0	<ul style="list-style-type: none"> ・新県立中央図書館整備事業費の増 (134百万円)
	単独事業	14,558,125	12,773,979	△ 1,784,146	△ 12.3	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等施設整備事業費の減 (▲1,801百万円) ・県立学校等長寿命化事業費の減 (▲198百万円) ・県立学校施設魅力向上事業費(新規) (45百万円)
	調査費	16,000	16,000	0	0.0	
災害対策費	補助現年災	400,000	400,000	0	0.0	
	単独現年災	30,000	30,000	0	0.0	
合計 (a+b)	211,040,941	200,222,765	△ 10,818,176	△ 5.1		

(2) 債務負担行為

ア 委託契約

(単位：千円)

事	項	委託予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
1	地盤変動影響調査委託契約 (佐久間地区教職員住宅)	4,400	0	4,400	R5～6
2	特別支援学校校舎建築設計委託契約 (中東遠・浜松地区新特別支援学校)	567,000	57,000	510,000	R5～6
3	高等学校校舎建築設計委託契約 (沼津東高等学校)	725,000	73,000	652,000	R5～6
4	特別支援学校校舎建築設計委託契約 (静岡北特別支援学校)	643,000	65,000	578,000	R5～6
5	高等学校校舎建築設計委託契約 (志榛地区新構想高等学校)	105,000	11,000	94,000	R5～6
6	新県立中央図書館 木材調達支援業務委託契約	5,200	1,600	3,600	R5～6

イ 賃貸借契約

(単位：千円)

事	項	賃貸借予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
1	教育総合ネットワークシステムサー バ機器等賃貸借契約	678,500	0	678,500	R5～10
2	高等学校仮設校舎賃貸借契約 (浜松工業高等学校)	39,200	12,800	26,400	R5～9
3	高等学校仮設校舎賃貸借契約 (静岡東高等学校)	422,200	0	422,200	R5～10
4	県立中央図書館総合電算管理システ ムサーバ等賃貸借契約	45,600	23,900	21,700	R5～6

ウ 工事契約

(単位：千円)

事	項	工事予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
1	高等学校校舎改修工事契約 (志榛地区新構想高等学校その1)	310,000	0	310,000	R5～6
2	特別支援学校校舎改修工事契約 (静岡地区新特別支援学校)	219,000	88,000	131,000	R5～6
3	高等学校校舎解体工事契約 (清水東高等学校)	249,000	50,000	199,000	R5～6
4	高等学校校舎改修工事契約 (清水東高等学校)	86,000	0	86,000	R5～6
5	高等学校校舎改修工事契約 (島田高等学校)	1,672,000	168,000	1,504,000	R5～6

(単位：千円)

事	項	工事予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
6	高等学校校舎建築工事契約 (富士宮東高等学校)	1,723,000	122,000	1,601,000	R5～6
7	高等学校校舎建築工事契約 (富士宮北高等学校)	1,368,000	96,000	1,272,000	R5～6
8	高等学校校舎建築工事契約 (清水西高等学校)	2,517,000	203,000	2,314,000	R5～6
9	高等学校校舎建築工事契約 (焼津中央高等学校)	2,225,000	0	2,225,000	R5～7
10	高等学校校舎解体工事契約 (浜松工業高等学校)	78,000	0	78,000	R5～6
11	高等学校校舎建築工事契約 (静岡東高等学校)	12,000	0	12,000	R5～6
12	高等学校校舎改修工事契約 (静岡東高等学校)	73,000	0	73,000	R5～6
13	高等学校校舎改修工事契約 (浜松南高等学校)	73,000	22,000	51,000	R5～6
14	高等学校校舎改修工事契約 (志榛地区新構想高等学校その2)	199,000	0	199,000	R5～6
15	高等学校校舎改修工事契約 (清水南高等学校)	128,000	39,000	89,000	R5～6

2 令和4年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（1）総括表

（単位：千円）

区分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	212,904,341	▲ 1,041,196	211,863,145
人件費	178,676,000	807,556	179,483,556
事業費	34,228,341	▲ 1,848,752	32,379,589
教育費	33,798,341	▲ 1,574,750	32,223,591
災害対策費	430,000	▲ 274,002	155,998

（2）事業概要

ア 主な増額分

（単位：千円）

事業名	現計	補正額	説明
教職員給与費	178,676,000	807,556	事業費の確定に伴う教職員に係る人件費の増額
高等学校管理費	2,485,300	388,398	光熱費高騰の影響等に伴う事業費の増額
特別支援学校管理運営費	1,481,000	52,029	光熱費高騰の影響等に伴う事業費の増額

イ 主な減額分（3億円以上の事業）

（単位：千円）

事業名	現計	補正額	説明
県立学校等長寿命化事業費	9,546,100	▲ 931,219	事業費の確定に伴う事業費の減額
高等学校就学支援事業費	5,601,633	▲ 338,791	事業費の確定に伴う事業費の減額

（3）繰越明許費

ア 変更

（単位：千円）

事業名	金額		説明
	補正前	補正後	
教育管理費	42,000	1,398,000	県立学校等長寿命化事業等において、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

イ 追加

(単位：千円)

事業名	金額	説明
高校教育費	6,000	国の補正予算に係るきめ細かな生徒支援充実事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
図書館費	30,000	新県立図書館整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
現年災害教育施設復旧費	78,000	現年災害教育施設復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

(4) 債務負担行為

ア 変更

(単位：千円)

事 項	区 分	委託予定額	令和3年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
新県立中央図書館 建築設計委託契約	変更前	838,000	251,000	587,000	R3～5
	変更後	838,000	251,000	587,000	R3～6

(条例案)

3 静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

高校教育課

静岡県立ふじのくに国際高等学校を設置するため、所要の改正を行うものである。

(1) 改正の概要

ア 静岡県立高等学校第三次長期計画に基づき、静岡県立金谷高等学校を改編し、新たに静岡県立ふじのくに国際高等学校を設置する。

イ その他所要の改正を行う。

(2) 施行期日

令和6年4月1日

4 静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

教育総務課

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）等に基づき、職員定数の改正を行うものである。

（1）改正の概要

区分	現行定数	改正定数	増減
学校の職員	8,059人	<u>7,988人</u>	△71人
県費負担教職員	11,272人	<u>11,229人</u>	△43人

（2）施行期日

令和5年4月1日

5 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育総務課

夜間中学（夜間授業を行う中学校）の設置に伴い、特殊勤務手当を新設するものである。

（１）改正の概要

夜間中学業務手当の新設

対象業務	職員の区分	支給額
夜間中学に勤務する職員が本務として行う夜間中学に係る業務	管理職手当受給職員	日額 870 円
	その他の教育職員	日額 1,000 円

（２）施行期日

令和5年4月1日

6 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

社会教育課

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（1）改正を行う条例

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和 36 年静岡県条例第 55 号）

（2）改正の概要

条例名	改正箇所	改正内容
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	第 10 条の 4 自動販売機等による物品の販売等の自主規制	引用する条項の改正 その他必要な改正

（3）施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

第18回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	令和 5 年度静岡県教員研修計画	P 1
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P 3
配付 報告 2	令和 6 年度静岡県公立学校教員採用選考試験の日程及び変更点	P13

令和 5 年度静岡県教員研修計画

(教育政策課)

1 教員研修計画

教育公務員特例法において、校長及び教員の任命権者は、校長及び教員の資質の向上に関する指標を定め、毎年度、当該指標に基づく教員研修計画を定めることとされている。

この度、「静岡県校長育成指標」及び「静岡県教員育成指標」に基づき、静岡県教員育成協議会の審議を経て、「令和 5 年度静岡県教員研修計画」を策定した。

今後、2 月末までに、政令市を除く各市町教育委員会並びに県立学校に通知する。

2 計画の概要

校長及び教員に必要な資質能力を育成するため、指標に基づき、新規研修の企画や既存研修の改善及び精選を行った。研修の実施に当たっては、集合型研修とオンライン研修の適切な組合せ、チーム研修やメンター方式の研修の充実、校内研修と校外研修の関係付けによる研修と実践の往還等に留意し、効果的・効率的な実施に努めていく。

3 計画の重点

(1) 国の「資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の改正に対する対応

- ア 不祥事根絶のための研修の充実
- イ 特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実に係る研修の充実
- ウ ICT 活用教育（プログラミング、データサイエンス等）に係る研修の充実
- エ 校外研修、校内研修及び自己研修の往還による学びの充実
- オ オンライン・E-ラーニング研修の充実

(2) 県の重点施策に対する対応

- ア 「STEAM 教育」等教科横断的な学びの充実
- イ 探究活動の加速化
- ウ 幼児期の教育支援の充実
- エ 教職員や児童生徒の人権意識醸成の更なる推進
- オ メンタルヘルスの充実
- カ ヤングケアラーの早期発見と支援の拡充
- キ 学校での SDG s の取組拡大

白
紙

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 4 年度第 2 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 4 年度 第 2 回	R 4. 9. 30	R 4. 6. 1 ～ 9. 12	定期監査	43 所属	意見 5 件 注意 2 件

2 監査結果の区分

(1) 指摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事例

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 4 年度第 2 回 監査結果

ア 定期監査

<意見：5 件>

対象機関	件名	詳細
教育総務課	会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行	1
	障害者雇用の推進	2
	不祥事根絶に向けた取組	3
高校教育課	学校維持管理費等の適正な執行	4
健康体育課	運動部活動の効率的・効果的な実施	5

<注意：2件>

対 象 機 関	件 名	詳細
焼津水産高等学校	会計年度任用職員の年次有給休暇取得に係る不適切な事務手続	6
教育委員会事務局の出先機関（機関名は非公表）	教員による生徒への体罰行為等の発生	7

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育総務課	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行</p> <p>3 内 容 会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数の誤りや休暇等承認申請（請求）簿の記載の誤りについては、平成30年度に、同様の誤りが複数の所属で多発していたことから、再発防止に向けた制度のより分かりやすい説明や、チェックリストの作成などを求める「非常勤職員に係る年次有給休暇付与誤りの再発防止について」の指導文書を発出したところ</p> <p>です。</p> <p>これを受け、制度所管課では、休暇の付与日数を自動計算する「会計年度任用職員年休計算シート」の作成や担当者向けマニュアルの改正など、再発防止に取り組んできましたが、令和元年度以降の3年間で計41件（知事部局23件、教育委員会18件）の誤りが発生し、監査結果等が発出されており、改善が認められておりません。</p> <p>こうした会計年度任用職員に係る休暇制度の誤った事務の執行は、知事部局、教育委員会で働く会計年度任用職員の権利を侵害しているおそれがあることから、制度所管課として、すみやかに一斉調査を実施し、事務が適切に執行されているのか確認をしてください。</p> <p>また、前回の指導にあったチェックリストを作成するほか、一斉調査の分析結果に基づいた実効性のある対策を講じ、再発防止に取り組んでください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務執行の確認に当たり、令和4年11月に教育委員会事務局及び全ての県立学校に対して、一斉調査を実施したところ、残日数（時間）の計算誤りや休暇簿の記載誤り、当初任用日の誤認による付与誤り等が判明したため、速やかに是正処理を行いました。</p> <p>事務処理の誤りは、単純なミスによるもののほか、多様な任用の実情に伴い、制度の複雑な運用を要する面もあるため、複数の職員によるチェックを徹底させるとともに、制度への理解・習熟を促すよう、年次有給休暇の付与・繰越に係るチェックリストの作成、会計年度任用職員制度概説の見直し、年休計算シートの改善、会計年度任用職員の年次有給休暇に関する研修資料の作成を行うなど、再発防止に努めていきます。</p>	

(別紙2：「意見」用)

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局教育総務課	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件名 障害者雇用の推進</p> <p>3 内容 教育委員会では、平成30年度の対象障害者の再調査により、法定雇用率を下回ることが明らかとなりました。その後、教育総務課が一元的に管理し適正な手続きを実施する環境を整えるとともに、量的な確保を求めだけでなく、雇用後に働きやすい職場環境づくりの取組を進めながら、障害がある人を対象とした教職員採用試験の実施や非常勤障害者枠の職設置などを進め、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかし、平成30年以降、法定雇用率を上回ることなく、令和4年6月1日現在、法定雇用率2.50に対し、実雇用率1.83で、法定雇用率達成にはプラス107人の雇用が必要という状況です。47都道府県教育委員会実雇用率の降順集計（令和3年6月1日現在）では、静岡県は、44番目と低い位置にあります。</p> <p>現状では、法律に違反している状態が続いています。民間企業や私立学校であれば、法定雇用率を下回る場合は障害者雇用納付金が徴収されますが、地方公共団体では法令遵守が当然であり、知事部局と警察本部では法定雇用率を上回っている中、教育委員会が下回っている状況は看過できません。</p> <p>全国には法定雇用率を上回っている県が23県（令和3年6月1日現在）ありますので、それらの県の取組を参考に本県でできることを早期に検討し、法定雇用率を上回る雇用を達成するよう努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 課題等の確認状況</p> <p>県教育委員会では、教職員の約9割を教員が占めていますが、教員免許状を持つ障害者が少ないことから計画に沿った採用ができず、法定雇用率の達成が困難な状況にあります。</p> <p>このため、教員以外の職員の職務の選定や創出を一層進めるとともに、障害のある教職員が職場や仕事に対してギャップを感じることなく長く定着できるよう、働きやすい職場環境を整えることが必要であると考えます。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>令和2年4月より、該当する全ての事業所に障害者職業生活相談員を選任し、障害のある教職員に対応できる体制を整備しています。</p> <p>今年度は、働きやすい環境整備に向け、障害者活躍推進計画に沿った行動マニュアルを作成し、全教職員に周知しました。</p>	

職務の選定・創出の取組として、知的特別支援学校に、特別支援学校卒業生等を対象とした非常勤嘱託員の職の設置に加え、新たに特別支援学校の事務室において事務補助を行う非常勤嘱託員の職を設置しました。

また、教員採用選考試験において「障害者特別選考」を実施しました。

(3) 今後の取組

障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査を行い、その結果に基づき必要な対策を実施していきます。

また、「補助的・定型的な事務補助業務を行う集約型のオフィス設置」や「障害特性に配慮した仕事内容や支援体制の確保」など法定雇用率を上回っている他県の取組を参考に取組を推進することにより、法定雇用率の早期達成を目指します。

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育総務課	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事根絶に向けた取組</p> <p>3 内 容 教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を行い、前年度に比べ令和3年度は教職員の不祥事による懲戒処分件数は減少しています。しかし、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止は最重要課題として対策に取り組んでいますが根絶には至っていません。</p> <p>教育委員会では、生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員に周知することを徹底するため、そのルールを不祥事根絶取組データベースにアップロードするようにしています。さらに、児童生徒との私的なメール等のやりとりについて、懲戒処分の基準に処分量定も追加しています。それらの方策が、実効性のあるものとなるよう継続的な取組に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>令和2年4月に児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止するため、私的なやり取りの禁止、面談時の単独対応禁止、自家用車への同乗禁止など、生徒指導に係る共通ルールを示し、学校ごとに具体的にルールを定めるよう通知しています。その上で、令和3年4月及び令和4年4月にそのルールを教職員、児童生徒、保護者の共通の認識とするよう通知するとともに、令和4年5月以降、不祥事根絶取組データベースにアップロードするようにしています。</p> <p>不祥事案の根絶に向け、ルールの明文化を徹底するとともに、毎年度実施する内部監察において、策定状況、ルール違反の有無や、その違反行為に対する管理職の対応状況などを確認し、必要な指導を行っています。</p> <p>また、令和4年11月以降、外部有識者で構成される第三者調査委員会が、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為その他不適切な言動に関する通報への対応状況について、定期的にチェックする等の取組も行っています。</p>	

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局高校教育課	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 学校維持管理費等の適正な執行</p> <p>3 内 容 学校の管理運営、教育活動を行うための施設や設備の維持管理経費、日常的に必要な備品や消耗品費等については原則公費負担とすべきですが、一部の学校で学校後援会等の団体会計で支出している不適切な事案が見受けられます。「学校運営における公費支出の基準」に基づいた適正な管理が行われるよう各学校に対する指導に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>不適正な事案を防ぐ注意喚起を目的として、令和4年7月15日に「学校運営における公費支出の基準」の徹底について県立高校に通知するとともに、全県立学校の事務長が出席する令和4年10月14日に実施された県立学校事務長研修会において、「学校運営における公費支出の基準」に基づいた学校維持管理費等の適正な執行について指導しました。</p> <p>また、今年度からは高校教育課の職員が県立高校を訪問し、「学校運営における公費支出の基準」の考え方について、認識の誤りがないか事務長に対し確認を行っており、年度末までに20校の訪問を予定しています。</p>	

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局健康体育課	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>3 内 容 教育委員会では、中学校、高等学校の部活動及び地域スポーツ教室等の指導者不足への対応を図るため、スポーツ指導者を人材バンクに登録し、紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務」を公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託しており、令和3年度末時点の人材バンク登録者数は686人で、学校等と外部指導者のマッチングは令和3年度33件行われています。</p> <p>この委託事業における成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和2年度48人、令和3年度40人と目標が達成できていない状況が続いています。</p> <p>また、「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、令和3年度は11市町に52人の部活動指導員の配置を補助していますが、多くの市町での活用が期待されるものの、活用市町数が微増に留まっています。活用が進まない主な理由は、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられています。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、人材バンク新規登録者数の成果目標を達成したうえで、学校等の現場ニーズにあった人材確保策や人材マッチング件数の向上策の検討を行い、両事業がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>「しずおかスポーツ人材バンク」について、退職教職員への働きかけや委託先である静岡県スポーツ協会を通じた各市町スポーツ協会や競技団体への働きかけを行うことにより、新規登録者数の成果目標の達成を目指し、学校現場のニーズに対応できるよう人材確保に努めます。</p> <p>また、人材マッチングについては、部活動の地域連携において、県内すべての市町を対象とした連絡協議会を設置し、本人材バンクを紹介し、件数向上に努めます。</p> <p>「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、市町の指導主事研修会等の場で、同補助金の効果や「しずおかスポーツ人材バンク」の活用を周知するとともに、補助要件の一つである「部活動指導員対象の研修会実施」を県教育委員会が主催し、市町の事務負担軽減を支援することにより、補助金が活用されるように努めます。</p>	

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津水産高等学校	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員の年次有給休暇取得に係る不適切な事務手続</p> <p>3 内 容 焼津水産高等学校は、令和3年度の会計年度任用職員の年次有給休暇について、令和3年5月21日の年次有給休暇の請求及び承認を、年次有給休暇請求簿により行っていないかった。</p> <p>また、年次有給休暇の残日数を正確に管理していなかったことから、11月15日について、年次有給休暇の残がないにもかかわらず、年次有給休暇として処理していた。</p> <p>このため、当該職員に対する非常勤職員報酬等の支払が6,215円過大となっていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、当該会計年度任用職員が令和3年5月21日の年次有給休暇を事前にサービス監督者に口頭で請求していたものの、休暇簿による手続を失念していたこと、また、サービス監督者・サービス担当者が、休暇簿による請求処理をする指導を失念していたことが原因です。さらに、報酬支払の際、サービス担当者が休暇簿の写しを起案書類に添付せず、出役表との突合を行わないまま支出票を回付し、複数人による確認がされていなかったことも課題として認識しています。</p> <p>判明後、当該職員に誤りの内容を説明のうえ謝罪するとともに、勤務実績に基づき、令和3年5月21日分を年次有給休暇とする代わりに、令和3年11月15日分を欠勤として処理し、過大となった報酬分は令和4年7月27日に当該職員が返納しました。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>再発防止対策として、改めて全ての会計年度任用職員に対し、年次有給休暇取得にあたっては、休暇簿による申請を徹底するよう指導しました。さらに、休暇簿にサービス担当者の確認欄を設け出役表との整合を確認するとともに、報酬の支出票を回付する際、休暇簿の写しを添付して複数人で確認してから支払手続を行うよう体制を整え、再発防止に努めています。</p>	

<p>【同様事案発生の有無】</p> <p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>
--

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局の出先機関（機関名は非公表）	令和4年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 教員による生徒への体罰行為等の発生</p> <p>3 内 容 県立高校の教諭が、部活動指導の際に令和元年7月から2年12月までの長期にわたり体罰や暴言を繰り返していたが、この間の学校による当該教諭に対する指導が不十分であった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題認識</p> <p>本事案は、当該部活動指導の中で、当該教諭の規範意識及び人権意識が希薄であったために体罰行為等が生じ、管理職による部活動現場での問題点を早期に把握するための踏み込んだ取組が不十分であったため、事案の長期化を招いたものです。</p> <p>改善措置として令和3年7月1日に、当該教諭に体罰禁止に関する指定図書「南部さおり著『反体罰宣言』」を提示し、レポートを提出させました。また、令和3年7月20日に今回の体罰行為等の事例を題材として、高校教育課作成の「不祥事根絶資料」及び上記指定図書を用いて管理職による校内研修を行い、全職員に課題意識を共有しました。</p> <p>なお、令和3年12月から令和4年1月に、体罰に係る実態調査と未然防止のために全校生徒及び保護者に対してアンケートを実施して、体罰が行われていないことを確認しました。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>監査結果を踏まえ、毎週金曜日7限の部活動設定日に管理職が持ち回りで部活動の様子を観察すること、そして月1回当該教諭に面談をすることで、管理職による部活動現場の状況の積極的把握に努めます。</p> <p>また、所属教職員に対しては、部活動指導において衝動的に身体的暴力や恫喝を用いることで、生徒が恐怖から逃れたいだけのために一時的に成果が出ることを成功体験として学習してはならないことを継続的に注意喚起してまいります。</p> <p>今後も全職員に教育公務員としての自覚を促し、パワー・ハラスメントの防止とも重ねながら体罰をはじめとした不祥事の再発防止に努めます。</p>	

<p>【同様事案発生の有無】</p> <p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>
--

令和 6 年度 静岡県公立学校教員採用選考試験の日程及び変更点

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

1 日程

	第 1 次選考試験	第 2 次選考試験
小・中学校教員 養護教員・栄養教員	7/ 1 (土)～ 2 (日)	8/16(水)～18(金)
高等学校教員		
特別支援学校教員		8/17(木)～18(金)

2 高等学校教員の変更点

- (1) 「工業（建築）」を実施
今年度実施した「建築・デザイン」から「建築」に変更し、工業は「機械」及び「電気電子通信」と合わせて 3 科目の実施とする。
- (2) 「福祉」は高等学校スペシャリスト選考のみ実施
高等学校スペシャリスト選考「医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考」のみ実施とする。
- (3) 教科専門試験における加点申請の条件として、以下のものを加える。
ア 独立行政法人情報処理推進機構が実施する「基本情報技術者試験」または「応用情報技術者試験」の合格者に対して加点を 3 点とする。
イ 「情報」以外の受験者で、「情報」の免許を取得（取得見込み）の場合の加点を 5 点から 10 点に引き上げる。

3 特別支援学校教員の変更点

教科専門試験における加点申請の条件として、以下の点を加える。

- (1) 幼稚園、小学校普通免許状の 2 つの免許状保有者の加点を 3 点とする。
- (2) 言語聴覚士、理学療法士、作業療法士の資格保有者の加点を、それぞれ 3 点とする。

白
紙